



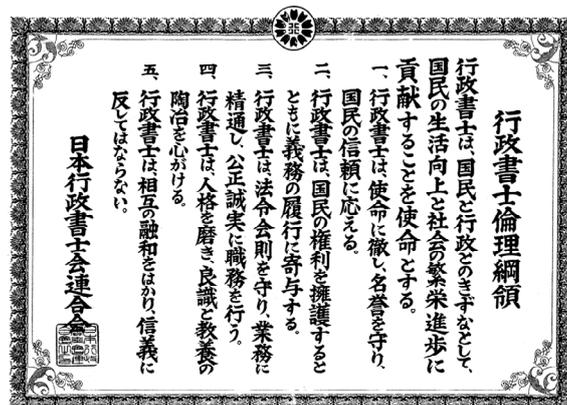
あいち

- 平成25年度第7回理事会
- 平成25年度業務報告書の集計について
- 公証人・行政書士による「遺言に関する無料相談会」開催



目次

啐啄同時	副会長 榊野 公明	1
平成25年度第7回理事会		2
平成25年度業務報告書の集計について		2
平成25年業務種類別集計表		3
公証人・行政書士による『遺言に関する無料相談会』開催		4
名古屋自由業団体連絡協議会平成25年度第98回定例会開催		5
平成25年度（2回目）新入会員基礎研修会報告		6
使ってみよう！調停技法①	ADRセンター愛知次長 子安 幸代	7
民法の基本理論⑥	名城大学 柳 勝司	8
お知らせコーナー 消費法の一部改正に伴う手数料の改正について（お知らせ）		10
平成26年度地区除外に伴う決済金について（お知らせ）		11
仮事務所における業務について（お知らせ）		12
業務相談会のお知らせ		13
業務相談会申込書		14
会員訪問記（碧海支部 杉浦 武雄会員）	会報委員 高野 正也	15
支部だより		16
事務局だより		24
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		27
コスモスあいちコーナー		30
あとがき		31



そったくどうじ 啐啄同時

副会長 柳野 公明

本会事務局内のソファがある打ち合わせ場所の壁に、野鳥の大きな写真が掛けてあります。来局された方は、ご覧になったことがあると思います。

これは、元会員である宮田泰男氏から本会へ寄贈されたものです。写真は、親鳥が大きな口を開けた雛鳥の口の中へ餌を与えている瞬間を捉えたものです。お腹を空かせた雛鳥に、親鳥が餌を与えている微笑ましい情景です。写真の題は「愛情」と付けられています。この写真は、数々の写真展で入賞された作品と聞いています。

私が初めてこの写真を見た時に思い出したのが、この「啐啄同時」という言葉です。この言葉は、私がサラリーマンとして入社した時に合宿研修があり、その時、講師から「報・連・相」とか「脚下照顧」など講義があった言葉の中の一つです。

「啐啄同時」とは、禅の言葉（禅僧の教育心得）で、禅で機が熟して悟りを開こうとしている弟子に、師がすかさず教示を与えて悟りの境地に導くことが本来の意味であると言われていました。ただその行為は、お互いに意識せず自然にそうなっているもので相談しながら進めるものではないとも伝えています。

「啐」は、卵の中の雛鳥が孵化する時に殻を内側から懸命につついて生まれようとする様子であり、「啄」は、その時、透かさず親鳥が殻の外から突ついて雛鳥の誕生を助けている様子です。

アウトドアスポーツの1つにロッククライミング（アイスクライミング、バリエーションルートの登攀）がありますが、原則としてペアで登り、安全を確保するため、ロープ（昔は、ザイルと言っていました。）の末端をお互いの体にそれぞれ結びます。トップが登り始めるとセカンドは、その場でトップを確保する体制（確保器にロープをセットします。）を取りながらトップの登攀に合わせてロープを繰り

出します。トップは、途中に安全のためロープを通す支点を設置して行きます。セカンドは、ロープを繰り出しすぎても張りすぎてもいけません。張りすぎではトップが下へ引っ張られて落下の要因となる恐れがあります。繰り出し過ぎれば、もしトップが落下したときに落下高が大きくなります。ルートによりセカンドからトップの動きが見えなかったり、冬の風が強いときなど声も届かないときがあります。こんな時は、目の前のロープの動きにより見極めます。順調に登っているロープの動きなのか、或いは落下した動き（この時セカンドは即、確保器によりロープの動きを停止させる体制を取ります。）なのかを判断します。

親鳥と雛鳥、登攀のトップとセカンド、これらの行動とこの言葉の意味は、直接的には少し違うかもしれませんが、転じて機を得て両者が応じ合うこと。絶妙のタイミングで働きかけてこそ生きるものと思っています。

親子の間でも、子供のちょっとしたサインを見逃さないように心がける必要があります。子供が成長と共に悩み、問題を抱えているとき透かさず手をさしのべてやる必要があります。

他人の人間関係においても、お互いの「啐啄」が時間的に間髪入れずに意思確認を心掛けていれば、うまくいく可能性が高くなるものと思います。

本会と会員の関係についてどちらが親鳥、雛鳥というわけではありませんが、本会会長以下役員、担当者は常にアンテナを張りながら会員に対し、必要な時に必要な情報を提供すべく会務を進めて行くことを心掛けています。

このことが会員の資質の向上、国民の利便に資するものと信じています。

平成25年度 第7回理事会

総務部長 蟹江 公明

日 時 平成26年 3月26日(水)
午後 2時～午後 4時
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
出席者 正副会長 5人
常務理事 10人
理 事 43人
計 58人
会長出席要請役員 5人



1. 開会のことば 柳野副会長
2. 会長あいさつ 山田会長
3. 出席者確認 構成員66名中、58名の出席
4. 資料確認

5. 議長・副議長選出
議長 山田会長
副議長 西堀副会長
6. 議事録署名者指名
議事録署名者 碧海支部 岡田英紀理事
尾張支部長 西脇義郎理事
7. 審議事項
第一号議案 平成25年度予算について
第二号議案 日本行政書士政治連盟愛知会との負担金契約書(案)について
第三号議案 総会運営委員会委員の選任について
第四号議案 会員の処分について
第五号議案 退会者の未納会費の処理について
8. 協議事項
① 定時総会資料について
9. 理事からの提案議題について
10. 報告事項
① 会報業者の変更について
② 本会常設無料相談会相談員の募集について
③ 事業報告について
(国際センター相談員について 等)
11. その他
① 愛知県行政書士会会長表彰候補者及び慶祝者について
② その他
12. 監事所見 河合治彦監事
13. 閉会の辞 久野副会長

平成25年度 業務報告書の集計について

法務部

平成25年 3月20日までに事務局到着分で集計をしました。次頁「平成25年業務種類別集計表」参照。

対象者2,691名のうち、2,077名の方に提出していただきました。(提出率77%)

この報告書は、行政書士法第10条の2第2項に基づく、愛知県行政書士会業務等報告及び統計に関する規則(規則第22号)により、会員に報告を義務づけているものです。

しかし、提出率は依然として低く、集計表が皆様

の参考になるには不完全だと思われます。会員の皆様が参考にできる統計がとれるように、期日までに提出くださるよう協力をお願いします。報告の中には、法定業務以外と思われるものもありました。業務報告は、法定業務に限ります。法定業務とは、行政書士法1条の2及び1条の3に規定する業務です。

また、前回から業務報告書の様式変更をし、その他欄にさまざまな業務名を書いていただきました。今回と前回のその他欄を集計した結果、業務種類の項目に追加すべき業務がいくつかあると感じました。

様式変更をしたばかりですが、近い将来、再度、様式を変更し、時代に合ったものにするよう考えています。ご理解の程、よろしくお願いたします。

平成25年業務種類別集計表

H26.3.20現在

番号	業 務 種 類	取扱人数	取扱件数	合計金額	1件当たりの平均報酬額
1	建設業許可新規申請(法人)	250	1,159	86,164,423	74,344
2	建設業許可新規申請(個人)	95	151	18,465,406	122,288
3	建設業許可更新申請(法人)	370	1,100	74,062,788	67,330
4	建設業許可更新申請(個人)	118	218	12,058,937	55,316
5	建設業許可変更届	352	1,706	36,732,591	21,531
6	建設業許可事業年度終了届	819	9,802	475,109,753	48,471
7	経営規模等評価申請届	367	2,152	128,366,572	59,650
8	経営状況分析申請	347	2,045	65,212,700	31,889
9	入札参加資格審査申請	136	1,165	35,692,101	30,637
10	産業廃棄物関係(収集運搬)	229	1,222	84,010,022	68,748
11	同上(中間処理・最終処理)	39	122	24,325,493	199,389
12	自動車登録関係	141	258,786	222,320,055	859
13	自動車保管場所証明・届出	248	44,732	255,356,062	5,709
14	自動車運送事業関係	88	510	26,395,046	51,755
15	特殊車両通行許可	20	744	21,810,986	29,316
16	入国・在留資格関係	112	5,295	154,001,258	29,084
17	帰化許可関係	26	110	17,800,700	161,825
18	遺言関係	190	487	42,929,710	88,151
19	遺産分割協議書関係	311	1,424	102,930,075	72,282
20	農地法第3条許可	285	1,425	70,958,639	49,796
21	農地法第4・5条許可	417	2,441	331,799,154	135,928
22	農地法第4・5条届出	554	3,799	163,245,550	42,971
23	農用地除外関係	239	872	104,370,496	119,691
24	建築許可関係	279	1,862	298,885,068	160,518
25	開発許可関係(自己用)	148	554	143,290,470	258,647
26	同上(自己用以外)	66	340	154,034,789	453,044
27	払下げ関係	51	117	12,701,526	108,560
28	道路・水路許可関係	217	1,809	126,347,242	69,844
29	食品衛生業	34	145	4,931,050	34,007
30	風俗営業	94	626	80,118,348	127,985
31	その他各種営業許可	151	810	57,470,444	70,951
32	法人関係(議事録・定款等)	368	3,193	140,955,602	44,145
33	契約関係	312	1,649	83,520,779	50,649
34	告訴・請願関係	11	36	750,920	20,859
35	内容証明関係	121	395	9,954,985	25,203
36	記帳代行関係	123	2,834	147,295,364	51,974
37	他士業登録関係	17	78	6,808,627	87,290
38	自賠責関係	16	226	40,772,832	180,411
39	社労業務(経過措置による)	51	1,907	59,115,987	31,000
40	その他	416	6,678	241,587,218	36,177
	合 計	8,228	364,726	4,162,659,768	

公証人・行政書士による 『遺言に関する無料相談会』開催

広報部長 子安 幸代

日時 平成26年2月23日(日)

午後1時30分～午後4時30分

場所 栄 ガスビル5F 501室

運営担当役員4名 相談員27名 事務局2名



今年で3回目となりました、名古屋合同公証役場の公証人の先生方をお迎えしての合同相談会。今回は愛知県行政書士会館から場所を栄に移して開催されました。

この合同相談会は、市民の皆様の大変な財産や権利を守るため、また相続をめぐるトラブル予防のため、法律の専門家である「公証人」と法務と実務のスペシャリストである「行政書士」が幅広い視点から、相続や遺言書作成にまつわる様々な疑問、ご要望にお応えしようと企画されました。これまで2回開催された合同相談会は大変好評をいただいていたとのことで、今回、さらに多くの市民の皆様へのニーズにお応えするべく、会場相談員の規模を拡大して企画することとなりました。

午後1時、公証人の先生方、当会山田会長、前田副会長、運営担当役員、本会相談員が一堂に会し、当会山田会長は開会の挨拶のおり、公証人の方々、本会相談員の参加協力に対して感謝の意を述べ、合同相談会が相談者にとって実りのあるものに、また、公証人・行政書士会にとって、意義のある相談会となることを願うと話をされ、宮成公証人会会長からも相談者に寄り添った対応ができるよう協力し合って臨みたい旨のお言葉をいただき、相談会の開会となりました。

相談会の開始は1時30分からでしたが、1時を過ぎると続々と相談者の方が来場されました。事前に40件ほどのご相談の受付をさせて頂いておりました

が、栄という利便性の良さもあってか、当日も20件ほどの相談が寄せられました。

1ブース2名の相談員でご相談の方に対応しましたが、ご来場いただいた方々には、「相談に来てよかった。」「丁寧に教えてもらえて、どうすればよいかがよくわかった。」と感謝の言葉と笑顔をたくさん頂戴しました。遺言に自分の心を託したい方、もめない相続の為に今準備できることは何か、相談者お一人お一人異なるお悩み事に、お応えできたのではないかと思います。

午後4時半に相談会が終了し、宮成公証人会会長より総括をいただきました。今後も公証人と行政書士との合同相談会を通じて、市民の皆様のお役に立てる活動をしていきたいとお言葉をいただきました。

これに呼応するように当会山田会長も、多くの相談者の方に対応できたことで本相談会の無事終了に満足を示されるとともに、公証人の方々ともさらに積極的に協力し合って、社会貢献としてこのような活動をさらに大きくしていきたい、と今後に向けての抱負を語り、相談会は閉会となりました。

相談会中には、NHKの取材を受け夕方のニュースで放送される予定でしたが、同時刻に起きた不幸な事件により、流れてしまいました。丁寧に取材していただいていたので、とても残念でした。

遺言や相続に関する事柄は、時期を逸すると問題化してしまったり、トラブルになってしまいがちです。今回多くの方に来ていただけて、円滑な相続、トラブルの予防に少しでも貢献できたのではないかと思います。

公証人・行政書士会合同相談会では、テーマを遺言・相続に絞って、相談を承っておりますが、愛知県行政書士会では、この他毎月1回本会会館において開催される常設無料相談会において、遺言・相続は勿論のこと、各種・許認可に関すること、著作権に関すること、外国の方の帰化やビザに関すること、自動車登録に関すること、農地・市街化調整区域などに関すること、幅広くご相談に応じています。

今年もご好評いただきました、遺言に関する合同相談会を含め、今後も、多くの市民の皆様のお役に立てるような相談会の企画・活動をしていきたいと思っています。

名古屋自由業団体連絡協議会 平成25年度第98回定例会開催

日 時 平成26年 3月18日(火)
午後 4時～午後 5時30分

場 所 愛知県司法書士会館 3階中会議室



出席者

愛知県行政書士会

広報部部长 子安 幸代
広報部次長 岡田 英紀

愛知県社会保険労務士会

副 会 長 墨 華代
広報部部长 佐藤 文子

愛知県土地家屋調査士会

広 報 部 長 本間 秀樹
広報部理事 松山 和央

(社)愛知県不動産鑑定士協会

広報委員長 中村 智信
広報副委員長 山口 貴徳

愛知県弁護士会

隣接士業に関する特別委員会委員長 田口 勤
隣接士業に関する特別委員会副委員長 中川 博晴
隣接士業に関する特別委員会部会長 樫木 良一
隣接士業に関する特別委員会副部会長 夏目 久樹

東海税理士会

愛知県支部連合会会長 河合 潤
愛知県支部連合会広報委員長 神谷 和孝

名古屋税理士会

副 会 長 前原 明弘
広 報 部 長 杉浦 康晴
広報部副部長 大川 雅彰
事 務 局 加藤 由香

日本公認会計士協会東海会

副 会 長 安井 広伸
広報委員長 後藤 久貴

広報副委員長 二村友佳子
事 務 局 木野瀬哲也
日本弁理士会東海支部
副支部長 川口 光男
次年度事業計画検討委員会委員 三浦 高広
事務局室長 西澤 真人
愛知県司法書士会
会 長 磯貝 勇壽
副 会 長 中島 正博
広 報 部 長 杉坂美由紀
広報部理事 安藤 瑞貴
広 報 次 長 中牧 正太
広 報 次 長 遠藤 真歩
事 務 局 春日 怜美

3月18日(火)、名古屋自由業団体連絡協議会第98回定例会が愛知県司法書士会館にて開催されました。

当番会である愛知県司法書士会の中島正博副会長が司会進行を務められ、同会磯貝勇壽会長の挨拶の後、開会しました。議題は下記のとおりです。

議題

(1) 第32回「生活お困りごと無料相談会」結果について

当日の相談件数は250件でした。当会の相談件数は昨年を上回り、6件でした。

TV局の取材も数社あり、その効果もあってニュース放映後に多くの相談者が訪れました。

(2) 平成25年度「大学生のための資格業ガイダンス」について

・名城大学実施報告

平成25年11月14日(木)開催
訪問件数 72件

法学部の学生が最も多く訪れ、中でも1年生の学生が6割と大半を占めていました。

訪問先士業、どの資格業に興味を持ったかのアンケート結果では、当会が最も多い結果でした。

・愛知学院大学、愛知大学での実施について

各大学の開催日、場所は以下のとおりに決定しました。

1) 愛知学院大学

日 時 平成26年 6月 9日(月)
会 場 名城公園キャンパス

2) 愛知大学

日 時 平成26年 6月24日(火)

会 場 名古屋キャンパス
(3) 第20回「フレッシュマン・フォーラム10'」
の業務分担等について
開催日時 平成26年6月18日(水)
午後6時30分～午後9時
開催場所 キャッスルプラザ 4階「鳳凰の間」

参加者 280名程（入会后3年未満の会員及び関係役員）

各団体の参加人数割当（役員含）が決定されました。当会は30名の割当人数です。

また、昨年参加者の意見を取り入れ、各士業毎に名札を色分けることが決定しました。

平成25年度（2回目） 新入会員基礎研修会報告

法務部



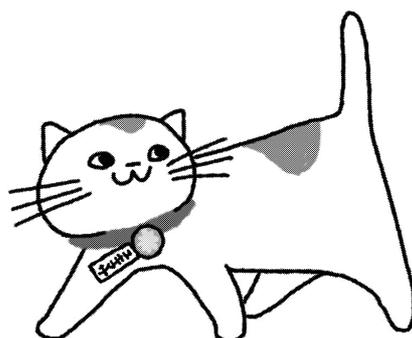
平成26年3月19日、本年度2回目の新入会員基礎研修会を行いました。この研修会は、愛知県行政書

士会会則第42条の2（新入会員基礎研修）の規定により、施行日以降に入会した会員を対象に、行政書士法、行政書士業務及び愛知県行政書士会の組織等について講義をする重要な義務研修会であり、今回は200余名に対して案内を出しました。参加者は56名で、受講後、全員に修了証を渡しました。

本年度より午前10時から午後5時までの長時間に亘る研修になりましたが、受講者は、倫理の確認や職務上請求書の使い方、講師の実体験などの話に熱心に耳を傾けていました。

しかし、義務研修でありながら参加者が少ないことは、残念と言わざるを得ません。倫理を学ぶ時間は決して無駄ではありません。新入会員にはその他にも研修すべきたくさんの事があり、時間的なバランスが難しいと思われませんが、是非とも受講をしていただきたいと心から思っています。

この研修を担当する法務部としては、受講者からのアンケートを参考に、意味のある研修と思われるよう次年度も計画し開催します。皆様の参加を期待しています。



使ってみよう！ 調停技法①

～意識して使うと、人間関係も変わる ウィン-ウィンの発想を導くには～
『聴く力』を磨こう

ADRセンター愛知次長 子安 幸代

1. はじめに

これまでの『強制』か『妥協』か、という紛争解決の手法が、社会のニーズの変化に合わせて変容してきました。

今求められている解決の手法によれば、これまでの裁判での判決のようなウィン-ルーズではなくウィン-ウィンを目指して、第三者が介入するも、当事者が主体となって解決策を探っていく、ということになります。

ADRセンター愛知では、専門家である行政書士が中立な第三者として、当事者双方の対話促進を支援していきます。

もともと私たち行政書士は依頼者の方の要望に沿うように、しっかりと聞き取りをしたうえで、その聞き取った情報を決められたフォームに当てはめていく、といった業務をたくさんこなしています。私たち行政書士にとって『聴く力』は日常の業務の中でも自ずと磨かれていくスキルですが、ADRセンター愛知では、利害の対立する双方当事者の言い分を聴きとるADR調停人としてのさらなるステップアップを目指して、勉強会を開き、研修会にも参加しています。

日行連では、年に1回、ADR調停人講師養成研修会が開催され、当会からは私と、野口千砂ADR手続き実施者がこの研修会に参加して、ADR調停人養成講師としての研鑽を積んでいるところです。

今回はこの研修会の概要をご報告させていただき、私たちが学んだものの中から、スキルアップにつながるものをピックアップして、今後皆様にお届けしていきたいと思います。

2. ADR調停人講師養成研修の概要

(1) 平成24年12月17日～19日

この研修では、『アサーティブ・コミュニケーションのADRにおける有用性』についてプレゼンテーションできるように準備しておく、という事前課題が与えられました。事前課題の準備のみならず、研修会参加のための必読文献、読んでおくことが望ましい文献も事前に紹介されました。これらの文献については、また改めてご紹介していきたいと思います。

この研修では、アイスブレイク論、ワーク・ショップ論、ファシリテーション論、プレゼンテーション理論等、ADR調停人に対して研修を行うための方法論を実践的なワーク・ショップ、ロール・プレイを通して学びました。

この研修会では、ファシリテーターを中心としたワーク・ショップが多く取り入れられていました。ファシリテーション理論に基づいたファシリテーターの役割についても、今後取り上げていきます。

(2) 平成26年2月20日～22日

九州大学大学院法学研究員客員教授のレビン小林久子氏をお迎えしての紛争管理論・調停技法についての講義でした。

ここでは、アメリカでADRが利用されるようになるまでの歴史的な沿革から、紛争管理論、そして調停のプロセスについて、経済学的アプローチ、社会哲学的アプローチ、社会学的アプローチからの解説、調停スキルとして傾聴のワーク・ショップ、調停用語の解説と、これらを戦略的に組み立てることを狙いとした調停ロール・プレイなど、盛りだくさんの内容でした。

3. 今後の流れ

ADR調停人講師養成研修では、ワーク・ショップ、ロール・プレイが多用されており、なかなか紙面上だけではお伝えするのが困難ですが、この研修で学んだものをADRの枠組みを超えて、特に、『聴く力』、『コミュニケーション力』アップにつながる調停技法をご紹介していきたいと思っています。

*一口メモ

《アサーティブ・コミュニケーションとは》

相手の気持ちを尊重しつつ、自分の気持ちも相手に伝える、というコミュニケーション手法のことです。

*アサーションに関するお勧め文献

平木典子著

「アサーション入門」 (講談社現代新書)

「自己カウンセリングとアサーションのすすめ」

(金子書房)

民法の基本理論⑥

身分法における意思の役割

名城大学法学部教授 柳 勝司

(1) はじめに

民法には意思理論が根底にあるが、意思理論を具体化したものが法律行為である。法律行為とは、意思表示によって法的効果が生ずる行為をいう。契約は申込みの意思表示と承諾の意思表示の合致(合意)による効果として成立するので、契約は法律行為の代表的なものである。法律行為は、意思を尊重する制度である。

現在においては、法律行為とは区別されるものとして、身分行為があるとされており、法律行為は財産法に適用されるのであり、身分行為は身分法に適用されるということになっている。身分行為とは、夫婦関係や親子関係などについて行われる行為であり、取引関係に適用される法律行為とは異なっている。

法律行為は、前述のように、当事者の意思を尊重する制度であるが、身分行為は、当事者の意思をより尊重し、当事者の真意を尊重する制度である。法律行為における意思は、財産関係に基づいた打算的な意思であるので、意思の有無についても、客観的に、計算的に扱うことができる。そのため、前回⑤で紹介したように、実際には承諾の意思表示はないにもかかわらず、客観的状況から、承諾の意思表示があったかのように扱い、「NHKが契約の締結を通知すれば、承諾の意思表示がなくても2週間経過すれば契約が成立する」とした東京高裁平成23年10月末日判決も現れてくるのである。これに対して、身分行為における意思は、純粋に主観的であり、感情的、非計算的、非打算的であるので、身分行為上の意思が明確に存在する場合のみに、身分行為上の意思の存在を認めることができるだけである。

(2) 身分行為

(1) 身分行為の種類

身分行為は、身分(婚姻関係・養子関係)を創設・廃止・変更するための形成的身分行為、自己の身分(例えば、親権者)に基づいて他人(例えば、子)の身上を支配をする(例えば、親権を行使する)支配的身分行為、婚姻に付随する夫婦財

産契約や離婚に付随する財産分与のように、身分関係に付随した付随的身分行為とに区別されている。

(2) 身分行為能力

身分行為能力は、身分行為の種類によって異なる。

形成的身分行為においては、例えば、婚姻適齢については男18歳・女16歳(民731条)というように、法律行為の場合とは異なっている。また、認知については、制限行為能力者であっても、法定代理の同意を必要としていない(民780条参照)という規定もあり、身分行為能力が意思能力と一致する場合もある。

支配的身分行為においては、親権者が子の財産管理をする場合には、親権者には行為能力が必要である。しかし、夫婦財産契約を結ぶには行為能力を必要とするかについては議論がある。

付随的身分行為についても、個別的に考えなければならない。例えば、離婚に際して親権者を定める(民819条1項参照)場合は、行為能力は必要でなく、相続の放棄・承認の意思表示については、行為能力が必要である。

(3) 身分行為と民法総則

身分行為は法律行為とは異なっているので、法律行為についての総則である民法総則には、身分行為には適用されない条文が多くある。特に、民法総則の無効・取消の規定は、殆ど身分法には適用されない。

公序良俗に違反する法律行為の無効を定める民法90条は、身分法には適用されない。重婚や近親婚は無効とはならず、婚姻法の規定により取り消される(744条参照)。心裡留保についての民法93条は身分法には適用されず、例えば、表意者が婚姻の意思がないにもかかわらず婚姻の申込みの意思表示をして、相手方が表意者の真意を知らなかったとしても、婚姻は成立することはなく、損害賠償の問題となる。民法94条の通謀虚偽表示の婚姻は、当事者に婚姻の意思がないので無効となり(742条1号参照)、善意の第三者との関係におい

でも、婚姻が有効となることはない（民94条2項参照）。錯誤による婚姻は742条1号により無効となるのであり、民法95条によって無効となるのではなく、したがって、表意者に重大な過失があっても、婚姻は成立せず、無効である。

取消についても、詐欺強迫による民法96条の規定は、身分行為には適用されない。747条は、詐欺又は強迫によって婚姻をした者は、婚姻の取消を家庭裁判所に請求できるとしている。また、婚姻の取消には遡及効がない（748条1項参照）。

また、身分行為については、民法総則の代理の規定は適用されない。条件や期間の規定も、身分行為には適用されない。取得時効や消滅時効についての規定も、身分行為には適用されない。身分行為については、独自の期間制限がある。例えば、嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならない（民777条）。協議離婚の時から2年以内に財産分与の請求をしなければならない（民768条2項参照）。認知の訴えは、父又は母の死亡の日から3年以内にしなければならない（民787条参照）。

（3）身分行為における真意の役割

身分行為が法律行為とは異ならなければならない理由の一つは、法律行為においては意思を問題にしているのに対し、身分行為においては真意を問題にしていると考えられる。身分行為においては真意が重要であるということ、実務の扱いの二つの実例を通して、示すことにしたい。

（1）婚姻費や養育費の額の決定と真意

婚姻費や養育費については、現在においては誰も見ることでできる算定表に基づいて決められる。当事者間において金額に争いが生じた場合、家庭裁判所の裁判官は、審判によって、算定表に基づき、金額を決定できる。しかし、現実には、審判の前に、調停によって、当事者間で話し合って金額を決めるようにさせている（家事事件手続法別表二第1項・第16項参照）。裁判官は一方的に金額を決めることはできるのであるが、それをせず、調停に回すことによって、当事者間で話し合いをさせるのである。話し合いの中で、費用を支払う義務のある者が、これくらいの金額ならば支払うという真意が形成されることが期待される。金額を支払うという真意がないと、支払うべき金額が決まっても、現実には支払うことをせず、あるいは、途中で止めてしまうことが多い。家庭裁判所

の決定には強制力はあるが、支払義務者に強制的に支払わせるためには余計な手続が必要となり、時間がかかってしまうので、支払義務者が真意で決めた通りに支払うことが一番望ましいことはいうまでもない。

（2）婚姻破綻と真意

婚姻が破綻している場合には離婚が認められることについては確定している。婚姻の破綻は客観的な事実のように思えるのであるが、しかし、現実の離婚争いにおいては、一方が破綻を理由に離婚を求めても、他方が破綻の事実を否定して、離婚を拒否することが多い。この場合には、裁判官は破綻の有無について判断をして、判決をすることはできるが、裁判官は直ぐには判断をせず、当事者に話し合いによる解決をすすめる。それは、離婚をしたくないと思う当事者に離婚の判決をしても、当事者はすぐ控訴をして、争う時間が延長するだけであるからである。離婚に納得がいけない当事者は、離婚後において、養育費を支払わなかったり、ストーカーになったりなどして、争いが続くことが多い。そのため、当事者双方が離婚に納得できる心情に達するとか、真意として離婚を受け入れることができる状態にならない限り、軽率に、離婚を認めることはすべきではないと思われる。離婚裁判において、当事者が話し合うことを拒否したような場合でも、裁判官は、婚姻は破綻してはいないと主張する当事者に、婚姻関係を回復する方法について問い質すことが多い。その問いかけに対して、当事者が沈黙してしまう場合がある。そのような場合においては、当事者は婚姻を回復するための手段がないことに気づき、離婚せざるを得ない現実、つまり、婚姻が破綻している現実、を認めなければならない。このようにして、離婚を受け入れざるを得ない現実を確認させた後に、裁判官は離婚を認める判決をすることになる。当事者が、真意として、離婚を認めざるを得ないと思うことは重要である。

（4）まとめ

身分行為については、法律行為とは異なり、意思がより重視され、それは、真意が重視されることになるということを述べた。

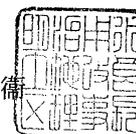
意思理論は、財産法と身分法とにおいて、異なった目的で用いられているのである。

お知らせコーナー

25明発449-1号
平成26年3月18日

愛知県行政書士会
会長 山田 高嗣 様

明治用水土地改良区
理事長 神谷金衛



消費法の一部改正に伴う手数料の改正について(お知らせ)

日頃は土地改良事業にご理解いただきありがとうございます。

平成26年4月1日から消費税法の一部改正により、税率が5%から8%へ変更され、それに伴い当土地改良区の調査費手数料も下記のとおり改正されますので、ご理解とご了承をお願いします。

記

	改正後	改正前
1 地区除外に関する調査	3,240円	3,150円
2 無配水地に関する調査	3,240円	3,150円
3 管理障害物建設に伴う調査	3,240円	3,150円
4 用排水路の変更に関する調査	7,560円	7,350円
5 境界立会いに関する調査	7,560円	7,350円
6 管理区域外への排水証明に関する調査	3,240円	3,150円
7 小用水使用に関する調査	3,240円	3,150円

25明発449-2号
平成26年3月18日

愛知県行政書士会
会長 山田 高嗣 様

明治用水土地改良区
理事長 神谷金衛



平成26年度地区除外に伴う決済金について(お知らせ)

日頃は土地改良事業にご理解いただきありがとうございます。

平成26年度の地区除外に伴う決済金が下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。決済金は意見書を交付すると同時に全額を徴収させていただきます。

なお、明治用水の受益地に該当し、決済金が必要な土地か否かについて、お電話にて回答いたしますが、正確な地番と地積、現況をお知らせ下さい。

記

1,000㎡当たり 単位：円

地 区	種 別	決 済 金
明治用水地区	第1種地	429,778
	第2種地	391,097
	第3種地	356,716
矢作川用水地区	第1種地	429,778

25明発449-3号
平成26年3月18日

愛知県行政書士会
会長 山田 高嗣 様

明治用水土地改良区
理事長 神谷金徳



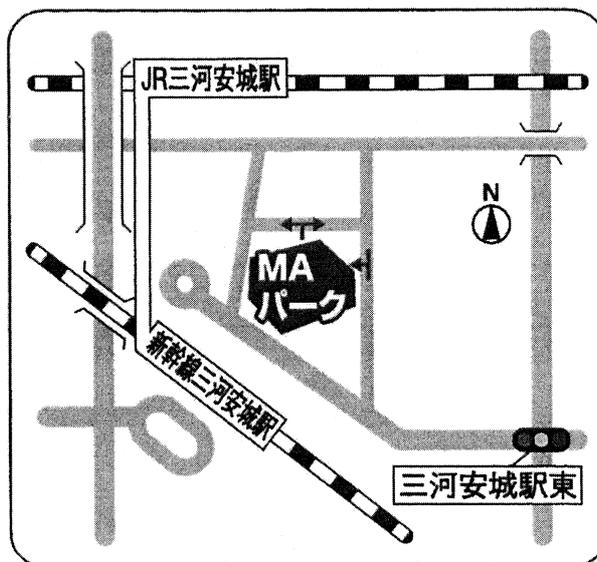
仮事務所における業務について(お知らせ)

日頃は土地改良事業にご理解いただきありがとうございます。

さて、当土地改良区が業務を行っていた明治用水会館は老朽化進行と耐震性を有していないため、現在改築しています。現在、仮事務所のMAパークで申請・許可業務を行っていますので、ご不便をお掛けしますがご理解をいただきますようお願いいたします。

また、お車でお越しの際は路上駐車せずに、MAパーク2階以上の駐車場に駐車をして下さい。駐車券をお持ちいただければ、駐車料金のかからないようにいたします。なお、電話番号は今までどおり変更がありません。

仮事務所住所：安城市三河安城一丁目10-14 MAパーク1階
仮事務所移転期間：平成26年10月頃まで(予定)



業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページの申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について
 開催日 平成26年5月21日(水)
 時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
 開催日 平成26年6月3日(火)、7月2日(水)
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
 開催日 平成26年5月21日(水)
 時 間 午後1時30分から午後4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立について
 開催日 毎月第1水曜日
 時 間 午後1時から午後4時30分まで

法人経営部

平成26年5月1日

会 員 各 位

建設環境部
運輸交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】 [第4木曜日]
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会 [5月21日(水)]
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会 [6月3日(火)、7月2日(水)]
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会 [5月21日(水)]
- ・ 法人経営部 書類作成相談会【株式会社設立・風俗営業許可申請】 [第1水曜日]

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
希 望 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

会員訪問記



碧海支部 杉浦 武雄 会員

会報委員 高野 正也



安城市のほぼ真ん中に事務所を構える杉浦武雄先生は、昭和56年5月に行政書士登録されて以来、平成14年に本会の理事に就任（通算4年2ヶ月）、同年に碧海支部初代支部長に就任（支部長として通算3年2ヶ月）され、また、本会にあっては監察委員会及び会報委員会に所属し、会報委員長時代には会員空白地域であった北設楽郡富山村外3町村（当時）にまで足を運ばれ行政書士制度の啓発活動をされてきたそうです。会員歴33年の大半は本会及び支部の役員として本会の運営に携わり、本会の発展にご尽力されてきました。連合会においてもその活動が評価され平成14年、平成16年の2回にわたり会長表彰を受賞されています。

行政書士としてのみならず、現在、安城市都市計画審議会委員、安城知立駐車場防犯協議会長、安城市営多門霊園管理組合長、日本デンマークルネッサンス推進機構理事長その他安城市の健全な発展のための様々な地域貢献活動をされています。また、錦町小学校前交差点の横断地下道、ホール併設の昭林公民館その他安城市における都市機能整備にも尽力され市民のために寄与されています。

杉浦先生が現在受任されている主な業務は、土地利用関連の業務、公正証書遺言によって選任された遺言執行者としての業務等遺産相続関連業務や建設業の事業年度終了報告書作成その他申請書類作成業務ですが、最近、ドイツから輸入された大型農業機

械の保管場所の証明申請は岡崎警察署においても初めて扱うものだそうです。

杉浦先生は相談者に直接会って話合うことを大切にされています。自ら出向いて相手の自宅を知る。自分の事務所に来てもらい知ってもらう。対面方式で人間関係を作り心の扉をいかにして開くかが重要だとおっしゃいます。

若い世代にアドバイスをいただきました。

- 守秘義務は必ず守る
- 知ったかぶりをしない。
- 相談者の立場に立つ
- 話し言葉はわかりやすく丁寧に
- ボランティア等を通じて人脈を広げる
- 相談者に寄り添う（出向く・直接会う）
- 迷ったら原点に帰れ
（会員登録した時のことを思い出せ）
- 先輩に相談する（共助）
- 周囲（相談者・行政）の協力があって仕事ができたとこの感謝の気持ちを常々持つこと

訪問を終えて。

私たち若手は今の職域、行政書士に対する社会的評価を当然のように思いがちですが、そこには先輩行政書士及び事務局員一人一人の地道な活動の積み重ねがあるということを再確認した訪問となりました。

杉浦先生、お忙しい中、貴重なお時間を頂きありがとうございました。

支部だより

新城
支部

研修会

会報委員 矢澤 あや子

日 時 平成26年 1月24日(金)

会 場 新城文化会館

講 師 木下会員

参加者 14名



平成26年 1月24日、当支部の木下会員を講師とし、産業廃棄物処理業、及び同業関係申請手続に関する研修会が開催されました。

産業廃棄物の規定の説明から始まり、申請手続に関し丁寧にご教授頂きました。

当該業務に関して当支部では経験のある会員が希少であり、参加した会員はとても興味深く研修を受けることができました。

産業廃棄物処理業に関しては昨今、当支部地域でも話題にあがることが多いにも関わらず、実際には知識や経験が希薄で、対応に懸念しておりました。

本研修会で学んだことを今後の業務に活かしていきたいと思っております。

名古屋
支部

賀詞交歓会

会報委員 宇佐美 誠祥

日 時 平成26年 1月25日(土)

午後 6時30分～午後 8時30分

会 場 名古屋マリオットアソシアホテル 51F ジュピター

参加会員 29名

来 賓 14名



平成26年 1月25日、名古屋支部賀詞交歓会が開催されました。

本年も本会から山田高嗣会長、国会議員の赤松広隆先生をはじめ地元選出の国会議員、県議会議員及び市議会議員の先生方のご臨席を賜りました。

司会は松井由香会員の進行で、支部長挨拶に続き、来賓の方々の祝辞を頂戴しました。

大内田省吾会員の発声で乾杯となり、各会員の親睦を深めることができました。

今年の賀詞交歓会は、比較的入会の新しい会員が出席し、ベテランの先生方と名刺交換ができ、有意義なものとなりました。

最後に山田安政会員が中締めをし、無事に閉会することができました。

中央
支部第3回
国際私法部研修会

中央支部 金子 利明

日 時 平成26年 2月 5日(水)
午後 6時～午後 8時
会 場 愛知県行政書士会館 3階大会議室
テーマ 『ブラジル関係在留認定申請業務について』
講 師 愛知県行政書士会 小柳津 えみ会員
参加者 15名



今回の研修は、国際私法部委員の小柳津会員を講師にお招きして「ブラジル関係在留認定申請業務」をテーマに開催されました。

ブラジル関係国際業務を取り扱う際の注意点について、ブラジルの歴史的な背景や特徴的な制度などの説明を交えて解説がありました。

ブラジルでは事実婚はめずらしくなく、その背景としてカトリック思想の影響で1978年まで離婚を認

めていなかったことが挙げられる。加えて夫婦別姓が認められているため、本人の話だけに依らず、法的に婚姻状態にあるかを書類できちんと確認することが大切である、とのお話がありました。

また、実務にも直接関連する「出生証明書」の変遷と見方や「公証翻訳人制度」などについても解説がありました。更に「犯罪歴証明書」について、入国管理局が要求する証明書は、“連邦警察が発行する犯罪歴証明書”と“民事警察が発行する犯罪歴証明書”であるが、その他“裁判所が発行する犯罪歴証明書”もあり、大変間違いやすいので注意が必要との説明がありました。

最後に、今後のブラジル関係国際業務の展望について、「長く日本で暮らす人が増えてきている中で様々な場面で国籍の壁にぶつかることがあり、今後は帰化を希望する人が増えてくるのではないかと考えている。また、事業許可や相続などの相談も増えてくるのではないかと考えている。」とのお話がありました。

今回の研修を受講して、国際業務に取り組むに当たっては、その国の制度をしっかりと把握しておくこと、歴史的背景から理解を深めていくことはとても重要であることが改めて認識できました。そしてその国の言葉や制度にまで精通するようになれば、在留認定や帰化業務に留まらず、相続やその他業務に繋がっていくことが良く理解でき、大変有意義な研修会となりました。

昭和
支部第2回相続関連スキルアップ
自主研修会 (中級編)

日 時 平成26年 2月 6日(木)
午後 3時15分～午後 5時15分
場 所 天白スポーツセンター
テーマ 『相続関連事項の知識の深化』
講 師 小林 新次会員
参加人数 23名

前回(1月25日)に引き続き、相続税関連を中心に小林会員に講義をして頂きました。

今回は、不動産の評価額(路線価など)、来年から改正になる“小規模宅地等の特例”の説明、相続トラブルの例や遺言書の必要性また、我々が使用する「職務上請求書」の書き方や古い戸籍に記載されている文字の読み方など、テキストと資料を使って短い時間の中で解説して頂きました。相続関連の仕事は今後ますます複雑になっていくと思われるので、同時に我々も相当な知識を蓄えなければならないと思いました。

尾張支部

建設環境部 第4回研修会

尾張支部 谷口 正信

日時 平成26年2月18日(火)
場所 スペースパレット
テーマ 『建設環境業務での四季の事務所経営』
講師 中央支部 早川 忠会員
参加者 17名



今回の研修は、「建設環境業務での四季の事務所経営」(全4回)の第4回目として、前半は廃棄物処理業の許可や自動車リサイクル法解体業許可について、後半は建設業許可申請の際の注意点について早川会員にお話をいただきました。

前半の講義では、皆さんご存知の産業廃棄物の許可ではなく、一般廃棄物処理業許可更新業務についてお話していただきました。一般廃棄物の取り扱いは産業廃棄物とは異なり、各市町村の管轄の下、処理業者に委託しているのが現状であり、行政書士が介入しづらい分野ではあります。しかし、2年ごとの更新の際に、各市町村に一般廃棄物収集運搬業許可申請書や各種変更届を提出する必要があることから書類作成業務につき、我々行政書士が更新手続きのお手伝いできる機会があるとのことでした。

また、自動車リサイクル法解体業許可が今年の6月末日に一齐に許可期限をむかえることから、今こそが、新規の顧客開拓のチャンスである旨の説明をしていただきました。

後半の講義では、建設業許可申請の手引を用いて、土木一式工事及び建築一式工事における一式工事の考え方等についてご講義していただきました。クライアントの中には、一式工事さえ取れば一切の工事ができると考えておられる方もいらっしゃいます。そのような方に一式工事の意味を説明できなければなりません。常日頃から建設法規や告示に目を光らせ、精進していく必要性を再認識させられました。

研修後には、懇親会が行われ、全4回からなる本研修をしていただいた早川会員を中心に各会員同士、親睦を深めることができました。

豊田支部

国際私法部研修会

会報委員 杉浦 美紀

日時 平成26年2月18日(火)
午後6時30分～午後9時
場所 豊田産業文化センター
出席者 10名



豊田支部国際私法部研修会が行われました。

研修内容は「在留資格【投資・経営】について」で、講師は西川剛史会員(愛知県行政書士会 副会長)です。

国際関係が大きく影響する入国管理局申請の基準となる在留資格の審査要領を読み解き、一つ一つ言葉の持つ意味を紐解きながら、実務に則り、講義頂きました。また西川会員が普段使われているチェックリストや添付書類の確認表、資金計画の試算表など大変貴重な資料も提供頂き、わかりやすく大変充実した研修会でした。

研修会後の懇親会では、入管申請で困っていることや疑問等話し合い、普段できない交流ができ、楽しい時間を共有することができました。

一宮
支部

第2回運輸交通部会 研修会開催

一宮支部 渡會 由延

日時 平成26年2月21日(金)

午後6時～午後8時

場所 アイプラザ一宮第2会議室

テーマ 『特殊車両通行許可申請の基礎知識』

出席者 12名



一宮支部運輸交通部会では、「新規分野業務の獲得」をテーマに活動をしています。

そのような趣旨の中、去る2月21日、一宮支部会員では実績の少ない特殊車両通行許可申請をテーマに、第2回研修会を開催しました。

講師の大石先生（西北支部）は、開業時から特殊車両通行許可の業務に取り組んでおられるそうです。研修の内容も、制度の説明だけに留まらず、車両の解説、業界の裏話など、「流石、業務に精通した先生！」と思わず唸るような興味深いものとなりました。

約2時間の講義に続き、希望者を対象に、パソコンを使用した電子申請書の作成体験を行いました。慣れない四面図や車検証の見方で悪戦苦闘の最中に終了時間を迎えてしまい、何とも名残惜しい終わりとなってしまいましたが、大石先生とのコミュニケーションを図る良い時間にもなり、参加した会員の疑問も解消されたことかと思えます。

特殊車両通行許可申請は、まだまだ需要の伸びる業務であることが、今回の研修を通してわかりました。一宮支部からも特殊車両のプロフェッショナルが生まれるかもしれない。そんな期待を感じる研修会となりました。

豊田
支部

建設環境部 第4回研修会

会報委員 杉浦 美紀

日時 平成26年2月24日(月)

午後1時～午後3時

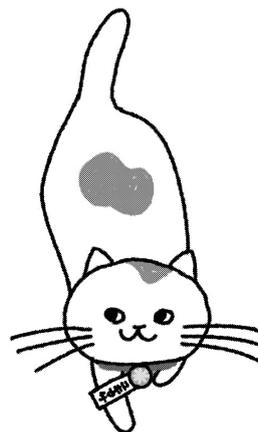
場所 豊田商工会議所 403

出席者 10名



豊田支部建設環境部第4回研修会が行われました。内容は、入札参加資格申請についての意見交換と要望、また建設業許可に関する問題点について、座談会方式で話し合いました。

平成26年・27年度競争入札参加資格申請定時受付期間も終わり、それぞれが感じた問題点や日頃の疑問点等を話し合いました。多数の申請を抱える会員ならではの苦労や要望、手引きでは読み取ることができない疑問点等を話し合う貴重な研修会でした。



豊田
支部

第2回支部研修会

会報委員 杉浦 美紀

日時 平成26年2月24日(月)
午後3時～午後4時50分
場所 豊田商工会議所 403
テーマ 『今の行政書士に必要なこと』
出席者 30名



豊田支部第2回研修会が行われました。

講師は、愛知県行政書士会副会長も務めた浅井恒和会員です。

内容は「今の行政書士に必要なこと」でした。

浅井会員は、登録して、42年。23歳の時に始められたそうです。まだ建設業許可を県内で4人しかやっていた時代。行政書士の知名度もなく、税理士に決算書を借りに行った時に、「これで食べていけるのか」と言われた悔しさをモチベーションに頑張ってきたそうです。

この仕事で価値を見出すには、

1. 相手の身になって心配すること。
2. 人の話を聴くこと。いつもそばにすること。
3. 聴いて、できることは何か考えること。
4. 一生懸命やること。

私たち行政書士は、社会の役に立つために、損得抜きで経験を積み、一番身近な法律家を目指すことが大切だと改めて教えて頂きました。

浅井会員の魅力溢れる、私たちの仕事の指針となる研修会でした。

東三
支部

第2回 法人経営部会研修会

会報委員 水野 悠

日時 平成26年2月25日(火)
午後2時～午後4時
場所 豊橋市民センター(カリオンビル)
4階 中会議室
出席者 13名



2月25日、豊橋市民センター(カリオンビル)にて平成25年度法人経営部会第2回研修会が行われました。

愛知県豊橋警察署生活安全課保安1系の丸井警部補を研修会講師としてお迎えし、風俗営業法及び風俗営業許可申請についての講義をしていただきました。

愛知県警で配布している案内と、「風俗営業許可申請手続きの注意点」としたレジюмеをもとにしつつ、東三支部法人経営部会作成の実務に即した「風俗営業許可申請の手引き」という冊子をご利用いただきつつの講義となりました。

風俗営業許可申請における行政書士としての倫理、果たすべき責任及び責任の担保といった非常に重要な点から始まり、申請業務における詳細な論点までお話いただきました。

特に、レジюмеに記載された文章だけでなく、申請書、添付書類及び図面等の書き方についても例を示して解説していただきました。これらは、各種の図面作成、測量又は店舗内における配置に関する注意点等について、実務ですぐ使うことができ、非常に重宝するものでした。

豊田
支部

土地利用部研修会

会報委員 杉浦 美紀

日 時 平成26年 2月27日(木)
午後 2時～午後 5時
場 所 豊田商工会議所 204

出席者 30名



豊田支部土地利用部研修会が行われました。

豊田市役所農政課農業委員会の職員の方と豊田市役所都市整備部開発審査課の職員の方をお招きし、第1部は、農地転用等手続きについて。第2部は市街化調整区域における開発許可制度について講義頂きました。

第1部では、農地法許可申請の許可項目の内容から、案件の事務の流れ、許可基準を詳しく説明頂き、最後に行政書士へのお願いがありました。

第2部は、開発許可制度について、許可を要する行為や集落の考え方、既存建築物の用途変更、太陽光発電施設について、開発審査会基準の改正についてご説明頂きました。

日頃の業務で申請をする私たちにとって、直接担当職員の方から講義頂ける貴重かつ充実した研修会でした。

海部
支部平成25年度
第3回研修会

会報委員 太田 文安

日 時 平成26年 2月27日(木)
午後 6時30分～午後 8時30分
場 所 津島市生涯学習センター 第2会議室
テーマ 「今さら聞けない建設業」～実務から学ぶ建設業のいろは～
出席者 20名



今回は、お隣の名古屋支部から六鹿貢会員を講師として迎え、愛知県における建設業の新規許可申請を重点とした研修会を開催いたしました。

行政書士にとって、建設業許可申請は主要な業務の一つであり、程度の差はあっても誰もが一度は手がけたことのある業務であると思います。

今回は、標記のテーマを掲げたこともあり、登録したばかりの会員からベテランまで、幅広い会員が研修を受講しました。

研修の内容は、「建設業とは」といった基礎的なものから始まり、「業種とは」についてはソーラーパネルの設置工事は電気工事業であるという昨今におけるタイムリーな事柄についてもお話いただきました。また「許可の要件」については、新規許可申請のときに実務で一番大変なところであるため、受講している会員からは次々と質問が講師に浴びせかけられました。

講師の六鹿会員は、業務のほとんどが建設業関連であるということで、理論付けられた経験を2時間という制限時間いっぱい使ってお話いただきました。

また、実務における注意点や参考資料を詳細に説明していただき、さらには受任に至るための要領及び心構えまでお話していただきました。

濃い内容でありながらも大変分かりやすい研修であり、参加者全員が満足した表情で会場を後にしていたのが印象的でした。

名古屋
支部

法人経営部研修会

会報委員 宇佐美 誠祥

日時 平成26年3月5日(水)
午後6時30分～午後8時00分
場所 名古屋国際センター3階
第一研修室
出席者 19名



昨今の急激な高齢者の増加にともない、需要の拡大が予想される成年後見制度について、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターより矢野快子会員をお招きして研修会を開催致しました。

成年後見制度の基礎的な内容から実務に直結する多岐にわたる内容まで、幅広く講義をして頂きました。

講義の中で「後見制度は一人で完結できる仕事ではなく、本人の全人生を背負う業務である。」という言葉がありました。実務では、緊急な状況に遭遇し対応に苦慮することも多々あると思います。そのような状況でも、本人の利益を最優先に考え、様々な人と連携して対応するためにも心に残る言葉となりました。

また、今後の成年後見制度の需要の拡大によって行政書士が柔軟に対応していくためにも、より一層、各会員の日頃からの努力の必要性を再認識させられる研修会となりました。

東三
支部

第3回支部研修会

会報委員 水野 悠

日時 平成26年3月5日(水)
午後2時～午後4時30分
場所 愛知大学豊橋キャンパス6号館
621教室
出席者 25名



3月5日、愛知大学豊橋キャンパスにて平成25年度東三支部第3回支部研修会が行われました。

東三支部所属の行政書士であり、司法書士をご兼業の上田裕会員に研修会講師をしていただき、内容証明郵便及び原始定款作成業務について、これらの業務について特に初心者を対象としたお話をしていただきました。

前半は内容証明郵便に関して、その定義、方式、及び料金といった基本的な項目から始まり、作成するうえでの注意点や、電子内容証明サービスに関する論点、そして作成例を用いた講義となりました。

また、後半は法人を設立する際に作成する大本となる原始定款の作成について、その定義、方式、公証役場における料金及び必要となる書類といった基本的な項目から、従来同様の書面申請と電子申請の相違点及び電子定款認証を行うにあたって準備すべき環境についてもお話いただきました。

前半、後半及び参加した会員による活発な質疑応答を通じて、実務に当たる前の準備に関する点と、実例を挙げていただきつつのお話によって実際の業務を行う上で考えるべきことを整理しつつ聞くことができ、今後ご相談を受ける際や業務を行うにあたって、非常に有意義な研修となりました。

碧海
支部

研修会

碧海支部 高野 正也

日時 平成26年3月6日(木)

午後2時～午後3時50分

場所 安城市民会館 2階講座室

テーマ 『固定資産税の基礎知識』

講師

安城市総務部資産税課家屋担当 星野 雄太主事

安城市総務部資産税課土地担当 高須 享哲主事補

出席者 14名



年度末のお忙しい時期にもかかわらず、安城市役所担当職員の若手のお二方にお時間を作っていただき、固定資産税の基礎知識についてお話しいただきました。

配布された資料（一般財団法人資料評価システム研究センター刊行の「固定資産税のしおり」(同財団HPの「資料閲覧室」からダウンロード可)）に沿って、土地・家屋に対する課税のしくみや具体的な税負担の計算方法を安城市の実情（路面価が上昇しており27年度の評価替えではおそらく固定資産税は上昇することなど）も交えながら講義が進められました。

相談者の最も知りたいことの一つはお金についてです。宅地にしたらいくら税金を払わなくてはならないのか、遺産分割をして最終的に自分の手元にはいくら入ってくるのかなど業務遂行上税金の知識は必要不可欠ですので大変参考になる内容の講義でした。

なお、講師のスケジュール上質疑応答の時間を設けることができませんでしたので、配布されたしおりその他書籍等を精読して知識の吸収に努めたいと思います。

昭和
支部

第3回相続関連スキルアップ 自主研修会（中級編）

日時 3月19日(水)

午後3時～午後5時45分

会場 名古屋市天白スポーツセンター

テーマ 『相続関連事項の知識の深化（第3回）』

講師 前半：小島 太会員

後半：渡邊 邦彦会員

参加人数 18名



スキルアップ研修会最終回である今回は、前半の講師に小島太会員と後半に渡邊邦彦会員をお招きして講義をして頂きました。前半の講義では、小島会員の開業当時にどのような方法で集客をしたのかというお話をして頂き、非常に参考になりました。遺言・相続に関しては、特に遺言に関して、遺言執行と言う相続について最も重要な業務をご自分の過去の経験談及び、現在携わっている業務などを交えて講義して頂き、遺言・相続を専門にされる方には、大いに参考になったのではないのでしょうか。

後半の講義では、司法書士の資格もお持ちの渡邊会員が、名城大学大学院法学科で履修生として講義を受けた際の資料を基に講義して頂きました。遺言者の不動産に於ける訴訟について、判例を基に解説して頂きました。また、行政書士の分野ではありませんが、所有権移転登記に於ける「相続」と「遺贈」での実務の相違点なども解説して頂きました。遺言・相続というのは、非常に幅が広いので、たとえ分野が違ってもある程度の知識が必要だと感じました。

事務局だより

■平成26年2月

2日(日)	自由業団体第32回「生活お困りごと無料相談会」開催
3日(月)	国際・私法部支部国際業務担当者会議開催 公明党「結党50周年」開幕記念新年賀詞交歓会参加
4日(火)	ADR手続説明会開催 住宅セーフティネット面談相談開催 ADR運営委員会開催 刈谷市役所無料相談会開催
5日(水)	広報部会開催 会報委員会（3月号編集会議）開催 会報作成業者選定会開催 届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部業務相談会開催 法人経営部書類作成相談会開催
6日(木)	部長会開催
7日(金)	山田会長、前田・久野・西堀・西川副会長、蟹江・外園常務理事 中地協第2回担当者会議出席 仙石常任幹事 参議院議員安井美沙子政経セミナー参加
8日(土)	山田会長、前田・久野・西堀・西川副会長、蟹江・外園常務理事 中地協第2回担当者会議出席
10日(月)	苦情対応委員会開催 西堀副会長、森職員 名古屋入管申取届出 日系人就業準備研修開催
12日(水)	会報委員会（3月号校正会議）開催 出張封印取付作業代行業務に関する研修会開催 子安常務理事、岡田理事、岩田職員 朝日新聞社訪問
13日(木)	山田会長 日行連第三業務部会出席 土地利用部研修会開催 西堀副会長、外園常務理事 ジェトロ新事務所開設記念レセプション参加
14日(金)	山田会長 日行連第三業務部会、規制改革委員会出席 西堀・西川副会長 日行連申請取次実務研修、管理委員会出席 法務部会開催 日系人就業準備研修開催
15日(土)	西川副会長 日行連申請取次行政書士管理委員会出席 久野副会長 石川会交通事故フォーラム参加 鍋田常任幹事 中根康浩国政報告会&新年交流会参加
17日(月)	監察委員会開催 建設環境部会開催
18日(火)	本会常設無料相談会開催 住宅セーフティネット面談相談開催 ADR手続説明会開催 運輸交通部会開催 久野副会長、野田常務理事、小早川主任 少額訴訟審理出席

19日(水)	会報委員会（3月号再校正）開催 法人経営部研修会開催 山田会長、西堀・西川副会長 名古屋入管挨拶 蟹江常務理事、権田委員長、熊田局長 県法務文書課、農業振興課訪問 日系人就業準備研修開催 住宅セーフティネット面談相談開催 河本副幹事長 衆議院議員東郷てつや政経セミナー参加
20日(木)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 登録申請説明会開催 綱紀委員会開催 国際・私法部会開催 子安常務理事、野口手続実施者 日行連ADR調停人講師養成研修参加
21日(金)	国際・私法部国際業務部門研修会開催 子安常務理事、野口手続実施者 日行連ADR調停人講師養成研修参加
22日(土)	《行政書士記念日》 住宅セーフティネット面談相談開催 子安常務理事、野口手続実施者 日行連ADR調停人講師養成研修参加
23日(日)	公証人と行政書士による遺言に関する無料相談会開催 西川幹事長、甲原副幹事長 大塚耕平新春交礼参加
24日(月)	経審新要員考査・面接開催 山田会長、西堀副会長、外園常務理事 名古屋入管訪問
25日(火)	部長会開催 県国際交流協会相談会開催 刈谷市役所無料相談会開催 社労士会45周年記念パーティー出席
26日(水)	貨物課との意見交換会開催 コスモス部長会開催 西川副会長 中国総領事着任レセプション出席
27日(木)	ADR調停のための勉強会開催 内山理事 開発許可制度研修会参加
28日(金)	会報委員会全体会議開催 野田・仙石常務理事 税と社会保障の一体改革説明会出席

■平成26年3月

2日(日)	平畑・市川常任幹事 藤川政人君の総務大臣政務官就任を祝う会東三河の会参加
4日(火)	蟹江常務理事 日行連ADR認証取得単位会連絡会出席 ADR手続説明会開催 住宅セーフティネット面談相談開催 刈谷市役所無料相談会開催
5日(水)	届出済行政書士管理委員会 国際・私法部業務相談会開催 運輸交通部支部担当者会議開催
6日(木)	山田会長 日行連常任理事会出席 山田会長 東京行政書士政治連盟セミナー参加 苦情対応委員会開催

事務局だより

■平成26年3月

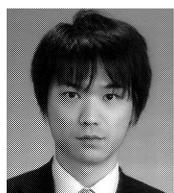
7日(金)	部長会開催
10日(月)	経理部会開催 西川・西堀副会長・伊藤次長 名古屋入管申取届出 西脇常任幹事 衆議院議員丹羽ひでき躍進の集い参加
11日(火)	法務部会開催 本会常設無料相談会開催 住宅セーフティネット面談相談開催
12日(水)	出張封印取付作業代行業務に関する説明会開催 自販連との懇話会開催 住宅セーフティネット面談相談開催 政連総務委員会開催
14日(金)	西川副会長 日行連申取実務研修参加 山田会長、前田・久野副会長 中地協理事会出席 山田会長・試験正副責任者 平成25年度行政書士試験実施結果報告会参加 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 登録申請説明会開催
17日(月)	国際・私法部私法業務部門研修会開催 河本副幹事長 鈴木じゅんじ君を励ます集い2014参加
18日(火)	ADR手続説明会開催 ADR紛争解決小委員会開催 仙石常務理事 地域密着型金融シンポジウム参加 子安常務理事、岡田理事 自由業団体定例会出席
19日(水)	新入会員基礎研修会開催 吉川常務理事、熊田局長 防音事業入札 山田会長、西堀・西川副会長 名古屋入管挨拶
20日(木)	吉川常務理事、熊田局長 防音事業開札 ADR伝達研修開催 コスモス更新研修開催
24日(月)	土地利用部研修会開催
25日(火)	綱紀委員会開催 建設環境部会開催 経審要員必須連絡会開催 刈谷市役所無料相談会開催 県国際交流協会相談会開催
26日(水)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
27日(木)	山田会長 日行連常任理事会出席 コスモス更新研修開催
28日(金)	会報5月号打合せ
31日(月)	浅井常務理事、早川次長 県建設部建設業不動産課と打合せ

会 | 員 | の | 動 | 向

平成26年4月1日現在

個人会員数 2,703人
法人会員数 18法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第14190327号
会員番号 第5305号
入会年月日 平成26年3月1日
氏名 福島 崇弘

事務所 行政書士事務所LEGAL SQUARE
名古屋市港区稲永四丁目3番5号 レイキャビック1F
電話番号 052-389-1962 所属支部 名古屋



登録番号 第14190330号
会員番号 第5308号
入会年月日 平成26年3月1日
氏名 津田 大輔

事務所 津田行政書士事務所
一宮市木曾川町内割田字寺前20番地1
電話番号 0586-86-1324 所属支部 一宮



登録番号 第14190328号
会員番号 第5306号
入会年月日 平成26年3月1日
氏名 丹羽 友道

事務所 行政書士尾張法務事務所
小牧市中央一丁目146番地
電話番号 0568-75-9676 所属支部 尾張



登録番号 第14190331号
会員番号 第5309号
入会年月日 平成26年3月1日
氏名 山田 和美

事務所 なごみ行政書士事務所
一宮市せんい丁目7番21号 ジュネスケンイチⅡ201号室
電話番号 0586-64-9500 所属支部 一宮



登録番号 第14190329号
会員番号 第5307号
入会年月日 平成26年3月1日
氏名 千田 勝文

事務所 行政書士千田事務所
丹羽郡扶桑町大字高雄字定松郷89番地1、89番地
電話番号 0587-96-8066 所属支部 尾北



登録番号 第14190332号
会員番号 第5310号
入会年月日 平成26年3月1日
氏名 鍋田 堅次郎

事務所 鍋田行政書士事務所
額田郡幸田町大字芦谷字要善1番地7
電話番号 0564-62-6367 所属支部 岡崎

会員の事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
昭和	江崎 豊	名古屋市昭和区広見町4丁目49番地の1 ジャルダン広見7A	466-0046		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士江崎豊事務所				
尾北	田中 幸子	犬山市大字上野字大門728番地5	484-0077	090-3453-7953	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士田中幸子事務所				
一宮	上石 昌紀	稲沢市駅前二丁目10番1-108号	492-8143	0587-21-4880	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	あげいし行政書士事務所				
岡崎	鈴木 昭弘	岡崎市明大寺町字川端19番地13 山七東岡崎ビル3階	444-0864		事務所所在地
名南	長岡 大輔	名古屋市緑区六田2丁目75番地の1	458-0036		事務所所在地
中央	町谷 昌治	名古屋市中区丸の内一丁目6番14号 503号室	460-0002	052-228-7282	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	児玉 真二	岡崎市福岡町字南西仲100番地 プラネット南岡崎102号	444-0825		事務所所在地
豊田	西村 圭人	豊田市小坂町2丁目50番地2	471-0035		事務所所在地
中央	岡村 祥吾				属性、事務所名称
	行政書士グッドブレイン共同事務所				
海部	加藤 佳高	あま市小路一丁目7番地11	490-1106		事務所所在地
東名	安藤 健志			070-6414-4823	事務所電話番号
中央	八十川 英剛	名古屋市中区金山一丁目2番24号 ロンシャン金山801	460-0022	052-684-7237	事務所所在地、 事務所電話番号
西尾	杉山 和弘			0563-75-3759	事務所電話番号
尾北	内村 千尋				単体会変更 (鹿児島会へ)

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
中央	奥村 一一	平成26年1月27日
昭和	野見山 太郎	平成26年2月5日
岡崎	石原 明次	平成26年2月20日
岡崎	萩原 弘	平成26年2月25日
名古屋	金田 委子	平成26年2月28日
名南	中澤 昌憲	平成26年2月28日
一宮	戸澤 浩史	平成26年2月28日
知多	杉松 博文	平成26年2月28日
知多	伊東 銀三郎	平成26年2月28日
西尾	星野 文子	平成26年2月28日
尾張	村瀬 義範	平成26年3月13日
知多	渡辺 守男	平成26年3月15日
名古屋	伊藤 眞澄	平成26年3月17日
東三	西 弘行	平成26年3月25日
豊田	那須 茂貴	平成26年3月28日
碧海	稲垣 智晴	平成26年3月28日
尾張	近藤 武彦	平成26年3月30日

支部	氏名	退会日
中央	根本 共和	平成26年3月31日
名南	廣瀬 雄一	平成26年3月31日
名南	村上 正城	平成26年3月31日
尾北	石澤 晋之	平成26年3月31日
尾北	千種 稔	平成26年3月31日
尾北	古田 良作	平成26年3月31日
尾北	友野 健	平成26年3月31日
一宮	内藤 憲雄	平成26年3月31日
一宮	丸井 輝雄	平成26年3月31日
一宮	岡田 友幸	平成26年3月31日
知多	平林 寛生	平成26年3月31日
知多	鈴木 昭市	平成26年3月31日
新城	浅井 捷好	平成26年3月31日
東三	大竹 己加	平成26年3月31日
東三	橋本 好秋	平成26年3月31日
東三	照井 一夫	平成26年3月31日
東三	中尾 勝一	平成26年3月31日

ご逝去会員のお知らせ

名南支部 細野 淑人 会員 平成26年1月18日ご逝去（享年73歳）

碧海支部 神谷 博文 会員 平成26年2月4日ご逝去（享年68歳）

海部支部 大谷 壮太郎 会員 平成26年2月8日ご逝去（享年73歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 山田 高嗣

コスモス **Cosmos** ＊

愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

2014年5月号

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

官民受託業務（親族作成図作成）市町村訪問同行

平成26年2月から3月にかけて、愛知県行政書士会が実施する官民受託業務（親族関係図作成）につき、愛知県行政書士会企画情報部担当者とともに愛知県下41市町村を訪問しました。成年後見の市町村長申立てに伴う添付書類として必要な、親族関係図作成業務受託PR活動を実施しました。近年、各市町村とも、市民の方から成年後見制度利用に関する問い合わせが増えていくようです。また、コスモスあいち会員の中から、後見人候補者、後見監督人候補者を推薦できることを伝えるとともに各市町村での成年後見制度普及活動のため、セミナー講師や研修会講師、相談会での相談員としての会員の派遣も可能である旨をPRしてきました。

今後も引き続き、関係各所にPRするとともに成年後見制度普及に向け、活動していきたいと思っております。

特別研修「死後の事務」の開催について

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターでは、下記要領で、特別研修「死後の事務」を開催いたします。

記

日 時	平成26年7月28日(月) 午後1時30分～午後4時30分 特別研修 午後5時～午後7時 懇親会
場 所	ウインクあいち 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
講 師	糸業務執行理事兼研修相談委員長
受講料	4,000円（コスモス会員 2,000円）

※詳細は一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（電話：03-3464-7339）にお問合せ下さい。

あ と が き

若葉のさわやかな季節、気持ちも新たにがんばろうと思う今日この頃ですがいかがお過ごしでしょうか。

この会報も、実はこの五月号から新たな気持ちをもって作成されています。印刷会社が会員名簿を作ってもらっている会社が変わったのです。

会報委員の大変な仕事が、校正作業の面ですいぶん楽になったようです。

何かを変更するという事は、結構エネルギーを使うことですが、「プレゼン」までして各社の「売り」を判断して、決められたようです。経費削減にもなったようです。

さて、紙面はいかがでしょう。こちらは、削減ではなく充実という印象をもっていただきたいですね。試し刷りを見たら、私共はぜったい「充実」と叫んでいますよ。まあ、これを手前味噌といいますね。自画自賛ですね。良かった、良かった。

本会常設無料相談会副委員長 山田 安政

会報264号 担当

広 報 部	担当副会長	前田 望
	部 長	子安 幸代
会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	杉浦 美紀

※今月の“ちょっと役立ち豆知識”はお休みです。

★投稿コーナー原稿募集についての変更のお知らせ★

原稿締切日が、会報発行月の2ヶ月前の25日となります。

また、連載原稿をご希望の場合には、投稿計画書案の提出をお願いする場合がありますので、提出の際には余裕を持ってお問い合わせください。

なお、掲載につきましては、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

原稿様式等、詳細はHPにてご確認ください。

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会 事務局 会報担当者宛

《今月の表紙》 豊田市役所東庁舎

今月の表紙は、豊田市役所東庁舎です。

豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める広大な面積を持つまちです。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っています。

また、毎年6月、7月には、豊田おいでんまつりが開催されます。豊田市の一大イベントとして行われる、市民が主役のまつりです。「おいでん」の曲にあわせて、会社の同僚や地域の仲間、友だち同士など、市民が自由に編成する「おどり連」を中心に、各地で開催される「マイタウンおいでん」、そして7月最終土曜に行われる「おいでんファイナル」を通じて踊りを楽しみます。おじいちゃんおばあちゃんから子どもまで、大いに盛り上がります。おいでんファイナルは豊田市駅前周辺で行われ、さまざまなイベントも開催されます。

まつりの締めくくりは、おいでんファイナル翌日に行われる盛大な花火大会。メロディ花火やナイアガラ大瀑布のほか、スターメインや仕掛け花火、手筒花火など、次々と間髪入れずに打ち上げられる様子は、華麗で感動的です。約1万3千発の花火に、毎年約35万人の人々が市内外から訪れています。お近くにお越しの際は、ぜひ訪れてみてください。

(豊田市及び豊田市観光協会HPより抜粋)

会報264号 平成26年5月1日発行

発行人 山田 高嗣

編集人 子安 幸代

袴田 崇

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL (052) 931-4068 (代)

FAX (052) 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

<http://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

平成26年度 愛知県行政書士会 第64期定時総会

日時 平成26年5月30日(金) 午後1時開会

場所 キャッスルプラザ

平成26年度 日本行政書士政治連盟愛知会 定期大会

日時 平成26年5月30日(金) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

※案内は議案書と一緒に封書で送ります。

※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内での相談をお引き受けいたします

開設日 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言・各種契約書・合意書・定款
法人設立・建設業・風俗営業許可・土地開発・戸籍関係・帰化・入管関係
不動産関係・自動車登録・著作権等
※面接時間のご予約を承ります。お電話どうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※



- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争



- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※



- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争



- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分